

<p>でと規定</p> <p>【参考（新産業等創出促進助成金の指定の要件等）】</p> <p>1 指定の要件</p> <p>(1) 新設の場合 投下固定資産額が5,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>(2) 増設の場合 投下固定資産額が2,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>(3) 移設の場合 投下固定資産額が3,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>2 交付額</p> <p>総事業費の10%（限度額3,000万円）</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民への影響 企業誘致や企業立地が促進され、産業の活性化と雇用の場の確保が図られる。 ・財源措置 助成金の交付時期が変更となるものであり、新たな財政負担は生じない。
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>宮城県内において、企業誘致に係る同様の支援制度で概算払制度を導入している市町村はなく、本市独自の制度となるため、企業誘致の大きなインセンティブと考えられる。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市企業立地等促進条例施行規則の一部改正 （施行予定日：決裁の日）
<p>⑨その他</p>